

## 1. 国見町の相談会場で申告相談

## 2. 税務署が開設する申告相談会場『AOZ（アオウゼ）』での申告

- 会場 アクティブシニアセンターAOZ（アオウゼ）大活動室  
（福島市曾根田町1-18 MAXふくしま4階）
  - 期間 2月16日（日）～3月15日（日）  
（土・日・祝日を除く。ただし、2月19日（日）・2月26日（日）は開設。）
  - 時間 午前9時15分～午後4時
    - ・申告書作成会場は感染症予防対策のため、入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」はLINEを使用したオンラインによる事前発行が便利です（事前発行可能期間が設けられています）。
    - ・「入場整理券」は会場入口でも配布しますが、配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。
    - ・申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンやタブレットを使用して申告書を作成していただきます。スマートフォン又はタブレット、マイナンバーカード（発行時に設定した暗証番号を含む）をお持ちの方は、忘れずにお持ちください。
- ☎福島税務署 ☎534-3121 ※確定申告に関する一般的な相談は『電話相談センター』でお答えしますので、音声案内に従い「1」番を選択してください。

## 3. 郵送・持参による提出（ご自身で作成された方）

- 提出先 福島税務署又は国見町税務課
  - ・福島税務署へ持参提出する場合、玄関前に設置されている收受ポストへの投函も可能です。
  - ・町申告相談会場への持参提出も可能です。その際、申告相談会への参加は不要です。

## 4. 自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告 **オススメ!!**

- パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます。マイナポータル経由で「公的年金の源泉徴収票」や「医療費通知情報」等、データの自動入力機能が拡大され、ますます便利になっています。
- ・読み取り対応のスマートフォンであれば、マイナンバーカードの電子証明によるe-Tax（電子申告）が可能です。
- ・作成した申告書を印刷して郵送・持参することも可能です。
- ・国税庁HPでは、動画等で分かりやすく解説されています。

※詳しくは『確定申告』で検索  
またはQRコードから確認 →



## 税理士による『確定申告および税の無料相談会』のお知らせ

東北税理士会福島支部主催による相談会が開催されます。確定申告（所得税）のほか、相続税・贈与税など税に関することについて相談が可能です。

【福島税務相談所】※面談相談のみ（完全予約制・相談時間30分）

- 日時 2月13日（日）～3月8日（日）（土・日・祝日を除く）  
午前10時～午後4時まで
- 会場 東北税理士会福島支部（福島市森合町14番29号）
- 申込み ☎534-3907（平日の午前9時30分～午後4時30分）
- その他 新型コロナウイルス感染状況により開催中止を含め変更となる場合があります。

ご確認ください  
マイナンバー

確定申告書にはマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。  
確定申告の際はマイナンバーカードを忘れず持参してください。



マイナちゃん

# 確定申告 所得税・住民税の申告相談会が はじまります

- 期間 2月13日（日）～3月15日（日）（土・日・祝・3/6を除く。※3月5日（日）は実施します）  
【午前の部】午前9時から（受付：午前11時30分まで）  
【午後の部】午後1時から（受付：午後4時30分まで）
- 会場 観月台文化センター 3階 第1・第2研修室（受付場所は1階ロビーになります）

「確定申告のお知らせ（はがき）」又は町から送付された「所得申告相談について（案内はがき）」などの必要書類を持参し、期限内に申告してください。

詳細は1月中旬に各戸配布した「申告相談のお知らせ」を確認してください。

☎税務課 課税係 ☎585-2778 / 申告相談会場 ☎585-1083（申告相談期間中に限る）

### 申告が必要な方

税務署や町からの「案内はがき」又は「所得申告相談受付票」が届いていない場合でも、次に該当する方は申告が必要です。

- ①「農業、営業などの事業を営んでいる」「地代、家賃、配当などの所得がある」
- ②「給与収入が2千万円を超える」「給与のほかにも所得がある」「2か所以上から給与をもらっている」「年末調整をしていない」
- ③「公共事業のために土地や建物を譲渡した」場合など

次の方は「簡易申告書」を提出してください。

- ・無収入の方や収入が遺族（障害）年金、雇用保険（失業給付金）のみの方は、申告相談を行うことなく町申告相談会場又は税務課（役場庁舎1階）に提出してください。（郵送も可）
- ※簡易申告書は税務課内に準備しています。また、町HPからもダウンロードできます。

### 申告相談に関するお願い

#### ○新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策

- ①来場者が集中することを防ぐため、町内会ごとに日程の割り振りを行っています。
- ②待合室を廃止しています。順番となり次第、受付時にお渡しするベルでお呼びします。
- ③当日の受付状況により、受付人数を制限します。
- ④発熱などの症状がある方は来場を控えてください。会場ではマスクの着用や手指消毒にご協力ください。

#### ○受付場所について

観月台文化センター1階ロビーに受付を設置します。最初に検温及びチェックシートの記入をお願いします。

#### ○その他

申告会場での滞在時間の短縮のため、事業収入（農業・営業・不動産）のある方は**事前にご自宅**で収入、経費等のとりまとめを必ずお願いします。

実際の相談会における一般的な流れは次のとおりです。

### 申告相談会の流れ

- ①本人確認のため、身分証明書の提示をお願いします。  
例）マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きのもの
- ②申告する収入内容についてお伺いします。  
事業収入（農業・営業・不動産）の方 ⇒ 収支内訳書、帳簿等  
給与、年金収入の方 ⇒ 源泉徴収票  
上記以外の収入 ⇒ 収入内容が分かる資料
- ③申告する所得控除についてお伺いします。  
例）生命保険料控除証明書、医療費控除の証明書、各種扶養等
- ④申告書の内容確認  
上記②、③により申告内容を反映した申告書案を職員が作成します。内容に間違いがなければ署名、提出をして申告は終了です。